

令和2年10月版建設業許可申請の手引等の主な変更点

【建設業許可申請の手引（申請手続編）】【建設業許可申請の手引（申請書記載例編）】

- 1 建設業法の一部改正による建設業許可基準の見直し、様式の追加、記載内容の変更（経營業務の管理責任者関係）（申請手続編3-1～3-3、10、15ページ、記載例編1-1～1-2、2-1、14～21ページ）
- 2 建設業法の一部改正による建設業許可基準の見直し、様式番号の変更、記載内容の変更（適切な社会保険の加入関係）（申請手続編3-1～3-3、10ページ、記載例編1-1、22ページ）
- 3 工事経歴書（様式第2号）の配置技術者欄の記載要領について、監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載することを追記（記載例編9、10ページ）
- 4 代理申請における代理人が記名押印できない書類に健康保険等の加入状況（様式第7号の3）を追加（申請手続編44ページ）
- 5 健康保険等の加入状況の確認資料について、「提示」から「提出」に変更（申請手続編17ページ、記載例編2-3、22、49ページ）

【建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）】

- 1 健康保険等の加入状況（様式第7号の3）について、加入状況に変更があった場合は2週間以内に届出をするよう改正（1ページ）
- 2 健康保険等の加入状況の確認資料について「提示」から「提出」に変更（28ページ）
- 3 営業所の新設の場合は健康保険等の加入状況も提出するよう改正（2ページ）
- 4 建設業法の一部改正による建設業許可基準の見直し（経營業務の管理責任者）に伴う、様式の追加、記載内容の変更（2、10～12、18、19ページ）

【建設業法による変更届等の手引（事業年度終了届出編）】

- 1 建設業法施行規則の改正に伴い、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）を事業年度経過後4ヶ月以内に提出するのは従業員数の変更の場合のみと改正。（1ページ）
- 2 工事経歴書（様式第2号）の配置技術者欄の記載要領について、監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載することを追記（3、5ページ）

共通

- ・関係条文の追加
- ・その他、語句、表現の整理。

◎現在、建設業許可をお持ちの方へ

経營業務の管理責任者の変更の届出をする場合で、変更年月日（変更の事実が発生した日）が令和2年9月30日以前、平成29年6月29日以前の場合、変更後の経營業務の管理責任者の方はそれぞれ改正前の要件を満たしている必要がありますのでご注意ください。